「統計改革の基本方針」を踏まえた国際収支統計の作成・ 公表内容の一部見直しについて

財務省・日本銀行は、わが国の国際収支統計について、「統計改革の基本方針 ¹」を踏まえ、2020年9月速報公表時(2020年11月10日予定)から、(1)再投資収益の計上方法の見直し、(2)貿易収支の内訳項目の新規公表、を行うこととします。

1. 見直しの背景

今回の見直しは、2016 年 12 月 21 日開催の平成 28 年第 22 回経済財政諮問会議で示された「統計改革の基本方針」において、「正確な景気判断のためのGDP 統計を軸にした経済統計の改善」が具体的取組として提案されたことに対応するものです。

同取組では、GDP 統計の基礎統計の一つであるわが国の国際収支統計について、以下の3点の対応が求められていました。

【国際収支統計における対応方針】

- ① 次回国際収支マニュアル²改訂への対応時に遡及系列を作成できるよう検討する
- ② 再投資収益について、内閣府との協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、 計上手法を検討する
- ③ 「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について検討する

¹ 詳細は平成 28 年第 22 回経済財政諮問会議の資料 4 統計改革の基本方針をご参照ください (https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/1221 2/shiryo 04.pdf)。

 $^{^2}$ 国際収支マニュアルとは、IMF が定める国際収支統計作成の際の国際的な標準ルールであり、現在は 2008 年に公表された第 6 版が用いられています。

このうち、②と③については、2019年6月14日開催の第16回国民経済計算体系的整備部会において具体的な対応方法が異議なく承認されました3。これを受けて、財務省・日本銀行では、公表に向けた準備を進め、2020年9月速報公表時(2020年11月10日予定)から同対応方法に基づく見直し後の国際収支統計の公表を開始することと致しました4。

2. 見直しの概要

(1) 再投資収益の計上方法の見直し

再投資収益とは、第一次所得収支の内訳項目の一つです。同項目には、直接 投資企業が稼得した営業利益のうち、投資家に配分されずに内部留保として 積み立てられたものを、投資家に帰属する持分とみなして計上しています5。

再投資収益の基礎データは企業の決算データです。決算データは、対象企業の会計年度終了までは入手が不可能ですので、国際収支統計の速報時点6では、便宜上17ヶ月前のデータを計上し、年次改訂時に計上時期を調整(決算データが実際に対象とする時期に反映)する扱いとしていました(図表1参照)。



(図表1) 再投資収益の計上時期

³ 詳細は総務省の「国民経済計算体系的整備部会」のページをご参照ください。 (https://www.soumu.go.jp/main sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html)

⁴³点の対応のうち、遡及系列の作成に関する検討(上記①)については、次回国際収支マニュアル改訂への対応時に検討する予定です。

⁵ 投資家に帰属する持分として再投資収益に計上された金額は、一旦投資家に配分された 後、直ちに再投資されたものとして、「直接投資」の「収益の再投資」に同額を計上しま す。

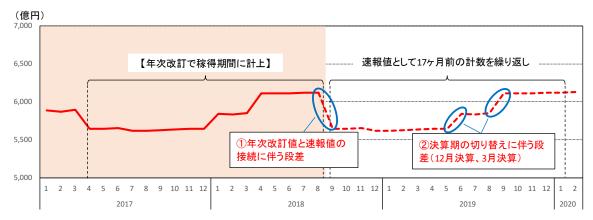
⁶ 速報および第二次速報を総称して「速報」と呼称しています(以下同じ)。

現在の計上方法では、直近 17 ヶ月分の速報値は、その前の 17 ヶ月分の年次改訂値と同一になります(図表 2 参照)。

――具体的には、T 年 4 月に実施する年次改訂で、T-3 年(T 年の 3 年前、以下同様)9 月~T-2 年 8 月までの計数の計上時期調整(決算データが実際に対象とする時期への反映)を行います。この結果、直近 17 ヶ月分(T-2 年 9 月~T 年 1 月)の計数は、それぞれ T-3 年 4 月~T-2 年 8 月の計数と同一となります。

この場合、年次改訂値と速報値を接続している時期や、会計年度が切り替わるタイミングの計数を速報値として使用している時期に段差が生じうるという問題がありました8。

(図表2) 現在の計上方法 (データは再投資収益<受取>)



(注1) 2020年4月の年次改訂実施時点の計数。

(注2) 2017年4月~8月までの計上時期調整は2019年4月の年次改訂で実施。

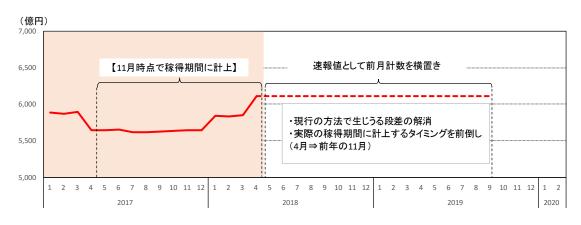
⁷ T-3 年 4 月~8 月までの計数は、T-1 年 4 月の年次改訂で計上時期調整を実施します。 8 例えば、わが国の場合、3 月決算や 12 月決算企業のウェイトが高いことから、3 月から 4 月、12 月から翌年 1 月に計数が変動します。この計数を速報値として使用する場合、国 際収支統計ではそれぞれ 9 月、6 月に反映され、計数が大きく変動する可能性がありま す。

見直し後の計上方法は、計上時期調整を行うタイミングをこれまでの毎年 4 月から 11 月に 5 ヶ月前倒しした上で、決算データが得られておらず時期調整できない直近 17 ヶ月分については、前月の計数を横置きするものです(図表 3 参照)。

これによって、現在の計上方法で発生しえた段差が解消されることになります。

- ——具体的には、T 年 11 月に T-2 年 5 月~T-1 年 4 月までの計数の計上時期調整を行います。また、T-1 年 5 月から T 年 9 月までの計数は、T-1 年 4 月の計数と同一となります。
- ――この結果、ウェイトの高い 3 月決算企業分の集計結果の実際の稼得期間への反映を早めることも可能となります。

(図表3) 見直し後の計上方法 (データは再投資収益<受取>)



4

⁹ 速報時点で反映できなかった遅延報告や訂正報告は、従来どおり毎年4月の年次改訂において反映します。

(2) 貿易収支の内訳項目の新規公表

国際収支統計における貿易収支は、貿易統計を主な基礎資料としていますが、対象とする取引や時期の考え方が異なるため、貿易統計に所要の調整を行った上で作成・公表しています(図表4参照)。

一一貿易収支には、財貨の輸出入に相当する「一般商品」のほか、「仲介貿易商品」や「非貨幣用金」といった項目を含みます。また、「一般商品」についても、わが国の国境を経由せず取引される「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨¹⁰」のように、貿易統計に含まれないものを加算するなどの調整を行っています。

(図表4) 貿易統計と国際収支統計(一般商品)の差異と調整方法

	貿易統計	国際収支統計(一般商品)	調整方法
15至46	輸出:FOB建て 輸入:CIF建て	輸出入とも:FOB建て	輸入から保険料、運賃を控除します。
計上範囲	所有権の有無に関係なく、わが国 の関税境界を通過した財貨	エクキー! ユ ロエイヒ	所有権移転の有無に応じて、貿 易統計の計数に一定の加算・控 除を行います。
計上時期	輸出:積載船舶または航空機が 出発する日 輸入:輸入が承認された日	輸出入とも: 所有権が移転した日	

(注1) FOBはFree on Boardの略で、輸出国における船積み価格です。船積み後、仕向地までの保険料、運賃は含みません。

(注2) CIFはCost, Insurance and Freightの略で、貨物代金のほか仕向地までの保険料、運賃を含みます。

 $^{^{10}}$ 複数の居住者を介して A 国から B 国へ転売されるような取引の場合、実際の貨物はわが国の国境を経由せず A 国から B 国へ輸送されるため貿易統計には計上されません。一方、国際収支統計の貿易収支は、所有権の移転に着目し、居住者による A 国からの輸入と B 国への輸出を計上します。

今回の見直しでは、新たに「一般商品」のうち、貿易統計との調整部分に相当する「加算額」と「控除額」の計数およびその主要な内訳項目を公表します (図表5参照)。これにより貿易統計との差異がどの項目によるものかがより 明確に分かりますので、統計ユーザーの利便性向上に資するものと考えております。

(図表5) 内訳項目の新規公表



- (注1)貿易統計については、財務省関税局が公表。
- (注2)居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等に該当する項目。
- (注3)返戻貨物等。

3. 見直し対象となる統計および対象期間

2020 年 9 月速報公表時 (2020 年 11 月 10 日予定) に見直し対象となる統計 および対象期間は以下のとおりです¹¹。

一新たに公表を開始する項目のデータについては、日本銀行時系列統計データ検索サイト(https://www.stat-search.boj.or.jp/index.html)をご覧ください。

(1)対象となる統計

①再投資収益12 国際収支状況、地域別国際収支状況

②貿易収支 国際収支状況

(2)対象となる期間

①再投資収益②貿易収支2018年9月以降2014年1月以降

(注) 再投資収益についてやや詳しくみると、2018 年 9 月~2019 年 4 月の計数について計上時期の調整を行い、2019 年 5 月~2020 年 9 月の計数は 2019 年 4 月の計数を横置きします 13 。

以上

_

¹¹ 上記以外の統計については、2020年11月10日以降の各統計の公表時に順次反映していく予定です。

¹² 業種別・地域別直接投資については、暦年計数のみが計上時期調整の対象となります。 13 本年は移行期間にあたることから、2018年5月~8月の計数の計上時期調整は、2020年4月に実施済みです。来年以降は11月時点で前々年5月~前年4月の計数を対象として計上時期調整を実施します。